ながさき有害鳥獣被害防止特区

都道府県名:

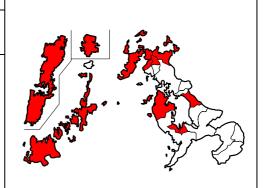
長崎県

申請主体名:

長崎県

区域の範囲:

平戸市、松浦市、対馬市、 壱岐市、五島市及び西海市 並びに長崎県西彼杵郡長与 町、長崎県西彼杵郡時津町、 長崎県東彼杵郡東彼杵町、 長崎県北松浦郡小値賀町、 長崎県北松浦郡江迎町、長 崎県北松浦郡鹿町町及び長 崎県南松浦郡新上五島町の 全域



特区の概要:

近年、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害が拡大しており、農家の生産意欲を低下させ、また、農家経営の安定を脅かしている。特に、農業を基幹産業とする中山間地域や離島地域での被害は深刻であり、地域振興の阻害要因ともなっている。このような状況の中、網・わな狩猟免許所持者の指導・監督のもと、農家等の狩猟免許非所持者と協力して有害鳥獣を捕獲することにより、農林業生産を安定させ、ひいては地域の活性化を図っていく。

適用される規制の特例措置:

・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認



【箱わなで捕獲したイノシシ】



【被害にあった水田の状況】